

9月下旬頃

平成26年1月  
～6月診療分

『医療費のお知らせ』を配付します

医療費増嵩対策の一環として「医療費のお知らせ」を配付します。

この「医療費のお知らせ」は、組合員や被扶養者の皆様が医療機関等を受診された際の医療費をご確認いただくためにお知らせするもので、今回は平成26年1月から6月までの受診分のお知らせとなります。

共済組合が医療機関等へ支払う医療費（法定給付額、家族療養費附加金等、高額療養費）は皆様からお預かりする掛金・負担金から支払っています。ジェネリック医薬品を積極的に利用するなど医療費の削減にご協力をお願いします。

次回の「医療費のお知らせ」は平成27年3月に配付を予定しています。

医療費のお知らせ

受診者氏名	診療年月	日数	診療区分・給付種別	医療費総額	法定給付額	公費負担額	自己負担額	家族療養費附加金等	高額療養費	支給済額	
共済 太郎	26	2	10	医科入院	500000	350000		150000	57400	67570	124970
共済 花子	26	5	3	医科入院外	90000	63000		27000	2000		2000
						①	②	③	④		
合 計				590000	413000		177000	59400	67570		126970

① 法定給付額	医療費総額のうち共済組合が医療機関に支払った金額。(通常は医療費総額の7割。)また、限度額適用認定証を使用した場合は高額療養費の金額も含まれます。
② 自己負担額	受診者の自己負担額(窓口負担額)。
③ 家族療養費附加金等	自己負担額から基礎控除額25,000円*を控除した額。ただし、基礎控除額控除後の金額が1,000円未満の場合は不支給、100円未満の端数切捨て。 ※給料月額424,000円(特別職:530,000円)以上の上位所得者については、平成25年4月診療分から基礎控除額33,000円、平成26年4月から41,000円。
④ 高額療養費	自己負担額から以下の計算式により算出した自己負担限度額を控除した額。 ①一般:給料月額424,000円(特別職530,000円)未満 自己負担限度額=80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% ②上位所得者:給料月額424,000円(特別職530,000円)以上 自己負担限度額=150,000円+(医療費総額-500,000円)×1%